

令和元年度 第2回

恵庭市国民健康保険運営協議会

議 事 録

令和元年12月9日(月) 16時30分開会
恵庭市役所 3階 301・302会議室

令和元年度 第2回 恵庭市国民健康保険運営協議会

1. 日時

令和元年12月9日(月) 16時30分～17時00分

2. 会場

恵庭市役所 3階 301・302会議室(恵庭市京町1番地)

3. 出席者

【運営協議会委員】(9名出席)

(1) 公益代表

市川 慎二(会長)、生本 富士代(会長代行)、新岡 知恵

(2) 被保険者代表

城生 康裕、神田 美佐子、大貫 司

(3) 保険医又は薬剤師代表

平中 良治、貝嶋 光信、島田 直樹

【事務局(恵庭市)】

副市長、保健福祉部長、保健福祉部次長、国保医療課長、納税課長、各担当主査・主事

4. 議事録署名委員

城生 康裕(被保険者代表)、平中 良治(保険医代表)

5. 協議事項

令和2年度国民健康保険税率改正について

6. その他

7. 閉会

1. 開会

○保健福祉部次長の進行により開会

委員の皆様には、何かとご多用の中ご出席いただきましてありがとうございます。ただいまより、国民健康保険運営協議会を開催いたします。

なお、木原委員につきましては、所用のため、欠席との連絡がありましたのでご報告いたします。

2. 副市長挨拶

○北越副市長

国民健康保険運営協議会の開催にあたり、一言ご挨拶申し上げます。

委員の皆様方には、大変お忙しい中ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

さて、本日の運営協議会は、先月 14 日に、北海道より仮係数による令和 2 年度国保事業費納付金が示されたことを受けて、本市における令和 2 年度国保税率についてのご協議をお願いするところです。

前回の運営協議会で報告いたしました、平成 30 年度決算における累積赤字は約 1 億 7 千万円となっており、当市の国保会計は引き続き厳しい状況が続いております。

また、北海道より示されました納付金においては、75 歳以上人口の増加により後期高齢者支援金分の納付金が北海道全体で約 9 億円の負担増となる等、本市においても令和 2 年度の納付金が増額算定されております。

さらに、平成 30 年度に北海道より借り入れた財政安定化基金の 1 億円を令和 2 年度より 3 ヶ年かけて償還する財源も捻出しなくてはなりません。

このような状況でありますので、大変苦渋な決断ではございますが、来年度に向けて税率改正を検討することとなりました。

本日は皆様より、忌憚のないご意見を伺い、令和 2 年度予算編成に着手したいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

3. 会長挨拶

○市川会長

国民健康保険運営協議会の開催にあたり一言ご挨拶申し上げます。

委員の皆様には、大変お忙しいところご出席いただき誠にありがとうございます。

本日は、令和 2 年度国民健康保険税率改正についての協議でございます。次年度の税率検討をするにあたり、北海道へ納める国保事業費納付金及び標準保険税率について、北海道より仮係数による通知がありました。それを元に計算をした来年度の保険税率案について事務局より説明がありますので、委員各位の慎重な協議をお願いいたしますとともに、本日の議事運営について、よろしくご協力を賜りますようお願い申

しあげまして、はなはだ簡単ではありますが、開会の挨拶とさせていただきます。よろしく願いいたします。

4. 議事録署名委員の選出

○保健福祉部次長

それでは、これ以降の進行は、運営協議会規則第5条の規定により、議長は会長が行うこととなっております。会長、よろしく願いいたします。

○市川会長

それでは、早速、協議に入りますが、恵庭市国民健康保険運営協議会規則第11条の規定により、議事録署名委員2名を置くこととなっております。

議事録署名委員は、私からご指名させていただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

<異議なしの声あり>

ありがとうございます、指名させていただきます。城生委員、平中委員を議事録署名委員に決定します。よろしく願いいたします。

5. 協議事項 令和2年度国民健康保険税率改正

○市川会長

それでは協議に入らせていただきます。協議事項『令和2年度国民健康保険税率改正について』事務局より説明を願います。

○国保医療課長より説明

本日の資料であります、事前に皆様に送付いたしました、本日の運営協議会の次第等をまとめた「国民健康保険運営協議会協議事項」となります。

最初に、国民健康保険制度始まって以来の大改革と言われた、国保広域化後の恵庭市の決算状況を簡単にご説明します。国民健康保険制度は平成30年度より広域化され財政責任の主体は北海道となりました。令和2年度の予算編成は広域化3度目の予算編成となります。広域化初年度である平成30年度単年度収支は、7月に開催いたしました本運営協議会でご報告いたしましたとおり、北海道財政安定化基金からの借入、1億円を含め5,956万7千円の黒字となり、累積赤字は縮減されましたが、北海道からの借入が無ければ、約4,043万3千円の赤字となったところでありました。平成30年度の状態を踏まえ、税率改正を行った今年度は、同じく7月に開催いたしました本運営協議会でご報告いたしましたとおり、国保税の収入額は予算比でプラス4,500万円程度を見込んでおり、税率改正による収支改善が図られたものと考えております。これらの状況と11月14日に北海道から示された、令和2年度

の国民健康保険事業費納付金と標準保険税率を元に来年度の税率改正案を協議したいと考えますので、よろしく願いいたします。

まず、「1. 保険税課税限度額の改正案」については担当主査からご説明いたします。

○国保医療課管理担当主査より説明

課税限度額は国の定める法定課税限度額の範囲内で市町村が決定することとなっています。令和元年度における恵庭市の限度額については医療分が58万円、後期高齢者支援金分が19万円、介護支援分が16万円となっております。平成31年3月29日に地方税法施行令が改正され、平成31年度からの法定課税限度額は、医療分が58万円から61万円に3万円引き上げられたことにより、国の1年遅れで改定をしている恵庭市では、令和2年度において、平成31年度の法改正に伴う法定課税限度額を改定するものです。

改正による影響についてですが、令和元年10月末時点の加入者による算出ですと137世帯に影響があり、改正することにより126世帯が引き続き限度額に到達、残りの11世帯は限度額に満たないといった状況になります。また、影響額については約395万円程度の保険税増額が見込まれます。なお、世帯毎に限度額に達する所得については資料のとおりとなります。

○国保医療課長より説明

続きまして、私から「2. 令和2年度国保事業費納付金の算定結果」についてご説明いたします。

道は、北海道全体での療養給付費、後期高齢者支援金、介護納付金等の歳出と、国保制度に対する国からの公費や他の交付金等の歳入から、北海道全体で必要な国保事業費納付金を計算し、各市町村に対して所得、被保険者数、医療費水準等で按分し、市町村毎の国保事業費納付金を算出します。国の予算が定まっておきませんので、現時点では国からの公費や交付金は仮係数として示されており、これを元に算定した結果が11月14日に北海道から各市町村に示されました。本日、ご報告するのはこの仮係数での納付金算定結果であり、最終的には1月中旬に確定係数での納付金が示されます。しかし、確定係数での納付金算定結果を待っているのは、予算編成が遅れてまいりますので、この度示された納付金を元に予算編成を開始しているところです。

(1)に、北海道から示された令和2年度の国保事業費納付金をお示しします。令和2年度の国保事業費納付金は16億4,052万円となり、前年度と比較して3,581万円の増額となりました。増加の要因ではありますが、北海道全体では被保険者数の減少により保険給付費は減少しているものの、高齢者の被保険者割合が増加しているため、一人当たりの保険給付費は逆に増加しております。更に、北海道全体での高齢化率が上昇していることから、後期高齢者支援金分や介護分も増加している状況

です。また、本市の場合、国保被保険者数は減少傾向であるものの、市としては人口が増加しておりますので、道内の他市町村と比べ被保険者数の減少傾向が弱く、結果的に被保険者数シェアが増加しているのも、納付金増加の一因となっております。

次に（２）に、北海道から示された標準保険税率をお示しします。標準保険税率は、本市の国保事業費納付金に加え、平成30年度に北海道財政安定化基金から借入れた1億円の令和2年度返済分、3,400万円が合算され、その他、保険者努力支援制度交付金や諸収入等の歳入と保健事業費や諸支出等の歳出を加減算して算出されるものです。全市町村に対して示され、各市町村はこの標準保険税率を参考に、改正税率案を検討します。表は現行税率と標準保険税率、標準保険税率（市町村算定方式）の比較ですが、応能・応益割比率が同等である、現行税率と標準保険税率（市町村算定方式）、表の一番右側「現行税率との差」をご覧ください。いずれの率、額ともに上昇しており、現行税率では北海道に納付する納付金を賄うだけの歳入が見込めないことが示されています。補足いたしますが、表の下の注釈にあります、国と道で決定した応能・応益割比率、44：56は激変緩和後の令和5年度において47：53と変更される予定となっております。本市の応能・応益割比率は48：52であり、既に激変緩和後の応能・応益割比率に近似しておりますので、表中の現行税率の隣にある「標準保険税率」は比較対象とせず、標準保険税率（市町村算定方式）との比較を採用したものです。

次ページ、「令和2年度保険税率改正案について」であります。①に税率改正案の算定方法を記します。北海道が示した標準保険税率は全道市町村の比較を目的として統一基準で算定されている側面があり、実際に標準保険税率を用いた場合、収支が均衡するかを確認する必要があります。今回示された標準保険税率では収支均衡に不安が見受けられたため、過年度収納見込や被保険者数、世帯数などを補正して、改正税率案を再計算いたしました。また、賦課割合、すなわち応能・応益割比率についてですが、補足して応能・応益割比率についてご説明いたしますと、所得に対して課税される所得割を応能割、被保険者個人に課税される均等割と世帯に対して課税される平等割を応益割と呼びますが、賦課割合で応益割の比率が高まると低所得者の負担が増える傾向となります。北海道は現在、激変緩和期間として令和5年度までの間、応能割：応益割を43：57として標準保険税率を算定しておりますが、激変緩和後は47：53とすることとしております。現状、本市の応能・応益割比率は48：52であり、激変緩和後の数値に近づいていることから、税率改正にあたり低所得者への負担が増える傾向となる賦課割合の調整は据え置くことといたしました。

次に（２）の改正税率案①についてご説明いたします。税率を算定する上でポイントとなるのは、第一に北海道から示された納付金を確実に納めること、第二に平成30年度に北海道財政安定化基金から借入れた1億円の返済分3,400万円を確実に納めることとなります。借入の返済については、北海道国保運営方針において借入を

行った翌々年度から3年間で返済することが決められております。そして、第三に本市国保会計が抱える累積赤字1億7千万円を解消することが上げられます。累積赤字についてはこれまでの運営協議会におきまして、保険者努力支援制度の交付金を充当し10年程度の期間をかけて解消することとご説明して参りました。この保険者努力支援制度交付金について補足いたしますと、この交付金は、健診受診率の向上や収納率向上など健全な国保制度運営に対して、一定の基準をもとに評価され、評価点数に応じて国から交付されるものであり、この交付金については、本市はこれまで、その他歳入と合算し結果的に国保税引下げ財源としての役割を果たしていたものです。累積赤字の計画的解消を行う場合、予算編成段階で累積赤字解消予定額を計上する必要があり、その歳出に伴う財源として保険者努力支援制度交付金を充当するということは、結果として税引下げ財源が減少することから、税率は上昇することになります。

資料に戻りまして(2)改正税率案①であります。税率算定のポイントでありまず、第一の納付金、第二の1億円の返済分、第三の累積赤字解消分を見込んだ税率設定となります。令和2年度の保険者努力支援制度交付金は2,597万円と試算されておりますので、同額を累積赤字解消に充てた場合となります。表に改正税率案をお示しします。

次に(3)改正税率案②であります。税率改正のポイントであります。第一の納付金、第二の1億円の返済分を見込んだ税率設定となります。累積赤字の解消分は予算計上せず、①に対し税率上昇の抑制を図ったものです。表に改正税率案をお示しします。両方の表を見比べた場合、「後期高齢者支援金分」と「介護分」が同一となっております。これは、改正税率案①の累積赤字解消分は「医療分」に計上されているためです。

(4)と(5)にそれぞれの改正税率案と現行税率の差をお示しします。改正税率案①と②について補足いたします。順番が前後いたしますが、(3)と(5)でお示ししている、改正税率案②は北海道から示された納付金と財政安定化基金への返済分を賄うために必要な税率となります。この税率は北海道から本市に課されたものであり、国保が広域化された現状では本市の責務として実施しなければならないものであります。(2)と(4)でお示ししている、改正税率案①は、改正税率案②に累積赤字解消分2,600万円弱を上乗せしたものです。累積赤字解消分を予算計上することは市の裁量で行えることから、両者の差であります所得割率+0.23%、均等割額+700円、平等割額+600円の実施可否について、委員の皆様にお諮りするところです。

改正税率案における所得別・世帯状況別の状況を次ページのA3横の資料「税率改正による影響額」でお示しします。表の見方ですが、縦方向に所得を示します。また、所得欄にはその所得金額となるために必要な給与収入と年金収入を記載してございます。横方向には代表的なモデル世帯を示します。この表における捕捉率であり

ますが、本市の約70%がこのモデル世帯に属しております。また、モデル世帯の枠の中の説明であります。例として表の左上、所得なしの単身世帯の欄をご覧ください。このモデルの場合、A現行税率では年間22,800円となります。B道が示した市町村算定方式の標準保険税率では年間24,400円、現行税率に比べて107%、プラス1,600円となります。C累積赤字解消分を算入した改正税率案①では年間25,600円、現行税率に比べて112.3%、プラス2,800円となります。D本市の責務として設定しなければならない改正税率案②では年間25,200円、現行税率に比べて110.5%、プラス2,400円となります。表の塗りつぶしの色についてですが、表に下に凡例をお示ししております。オレンジ色で塗りつぶしてあります、カタカナ「イ」の単身世帯・介護なしが最も多く、1,000世帯以上、約1,100世帯程度ございます。黄色で塗りつぶしてあります世帯数は300~600世帯、赤色で塗りつぶしてあります世帯数は100~299世帯、肌色で塗りつぶしてあります世帯数は50~99世帯、以下、青色と塗りつぶし無しは凡例の通りです。

傾向をご説明いたしますと、「ア」、「ウ」、「オ」の介護ありのモデル世帯が改正税率案①では12%程度の上昇、改正税率案②では10%程度の上昇、「イ」、「エ」、「カ」の介護なしのモデル世帯が改正税率案①では10%程度の上昇、改正税率案②では8%程度の上昇となっております。「介護あり」と「介護なし」の上昇率の違いではありますが、高齢化率の上昇や北海道が試算した介護納付金の上昇によるものと考えます。

資料を5ページにお戻りいただきまして、(6)の基盤安定繰入金の影響額であります。基盤安定繰入金について補足いたしますと、低所得者に対する保険税の軽減措置に係る公費負担分であり、所得の状況に応じて均等割と平等割が7割、5割、2割軽減されますが、その軽減分を市と国と道が負担します。改正税率案①では市の公費負担は約900万円の増、公費全体では約3,600万円の増となります。改正税率案②では市の公費負担は約720万円の増、公費全体では約2,900万円の増となります。資料の説明は以上となりますが、改正税率案作成過程において、最初に改正税率案①を作成いたしました。改正税率案①は北海道から示された納付金と財政安定化基金返済分を納付するとともに、累積赤字の解消分を計上し作成したものであります。累積赤字解消の考え方ではありますが、以前から10年程度の期間をかけて、無理の無いように配慮して解消することとして参りました。一方、北海道財政安定化基金からの借入返済は、北海道国保運営方針において3年間で返済することが決められており、向こう3年間は納付金に返済分が上乗せされより厳しい状況となるものです。令和2年度においては税率の上昇幅が大きいことから、税負担に無理が生じることを懸念し、改正税率案②を作成した次第です。予算上、累積赤字解消分を計上しない場合であっても、収納率の向上等の歳入確保と事業の効率的な運営等の歳出削減を確実に行うことで、単年度黒字を確保し、繰上充用金を縮減し累積赤字の解消に努力することに変

わりはありませんことをお約束申し上げるとともに、事務局としては改正税率案②を軸にご検討をお願いするところです。

このことにつきまして、委員の皆様よりご意見を賜りたく、お願い申し上げます。

○副市長より説明

要約すると基金借入の返済と累積赤字の解消のどちらも税に求めると改正税率案①のように大幅な被保険者負担となります。基金借入の返済は最優先のため、これは確実に行ない、累積赤字解消は単年度黒字により少しずつではありますが解消していくこととし、被保険者の大幅な負担増とならないよう改正税率案②について提案したところであります。

○市川会長

ただいま、事務局から協議事項についての説明がございましたが、質疑はございませんか。

○平中委員

改正税率案②は被保険者目線に立ったとき、非常にいい案だと思います。単年度黒字については今後も傾向として確保出来るものなののでしょうか。

○国保医療課長

黒字が確保出来るよう実績よりも若干下回った収納率等により税金を見込んでおります。また、医療費については広域化により全額道により交付されることとなり、市の収支決算に影響しなくなったことから、歳入を見込通り確保できれば単年度黒字は確保出来るものとなります。

○大貫委員

被保険者代表としては、出来るだけ負担の少ない改正案②がいいと思います。

○市川会長

平中委員、大貫委員からご意見がありましたとおり、協議事項『令和2年度国民健康保険税率改正について』は改正案②にて承認いただくということでよろしいでしょうか。

<異議なしの声>

それでは協議事項は改正案②で承認されました。

6. その他

○国保医療課長

ありがとうございました。本日、ご承認賜りました税率案につきましては、明日の厚生消防常任委員会でも報告し、意見を伺う予定です。同時に予算編成作業を行って参ります。年明けの1月中旬には確定係数での納付金が北海道から示されます。この確定納付金において大幅な変更が無い場合は、本日お示しした改正税率案で予算編成を完了する予定です。完成した予算案につきましては来年2月に運営協議会を開催し、お示しいたしますので、お手数をお掛けいたしますが、またのご出席をお願いいたします。

○市川会長

他に、皆様からの質疑をお受けいたします。

<質疑なし>

他になければ、以上をもちまして本日の審議を終了させていただきたいと思っております。

委員各位の慎重なご協議と議事運営に対するご協力に対し、感謝申し上げます。ありがとうございました。